

第1回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会会議録

会議の名称	第1回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会
開催日時	令和4年8月23日（火）午後3時から午後4時まで
開催場所	門真市役所本館2階学校教育課会議室
出席者	鈴木委員、大倉委員、十河委員、満永委員、脊戸委員、吉田委員及び米田委員 【事務局（教育総務課）】東谷課長補佐 寺原主査
議題	◎委員長の決定 ◎会議の公開・非公開の決定 ◎会議録の作成方法 ◎学校給食調理業務委託受託者の選定基準 ◎プレゼンテーション審査方法 ◎その他
担当部署	（担当課名）教育部 教育総務課 （電話）06-6902-6413（直通）

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より第1回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会を開会します。

開会に先立ちまして配布資料の確認をお願いします。

本日の配布資料は、

1. 次第
2. 資料1 門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱
3. 資料2 同委員会委員名簿
4. 資料3 同委員会席次表
5. 資料4 審議会等の会議の公開に関する指針
6. 資料5 門真市情報公開条例(抜粋)
7. 資料6 門真市学校給食調理業務受託者の選定基準（案）
8. 資料7 門真市学校給食調理業務委託プロポーザル日程（案）

です。皆様お揃いでしょうか？

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

会議録作成のため録音させていただくことをご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

まずは次第の案件1「委員長の決定」について、お配りしております（資料1）「門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」をご覧ください。

同要綱の第3条第2項で「委員長は教育委員会事務局教育部長の職にある者」とされており、また、第5条第1項で「委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる」とされておりますことから、この規程に基づき、委員長には教育部長である鈴木部長にご就任いただきたいと思っております。

また、以降の議事進行を委員長にお願いいたしますので、鈴木部長よろしくお願ひいたし

ます。

【鈴木委員長】

皆さんこんにちは、委員長を受けさせていただきました鈴木でございます。

皆さんもご存じのとおり、学校生活における給食の存在というものは、児童生徒にとって大変重要なものであり、学びの保障を確かなものにしていくためにも必要不可欠な存在であると考えております。

今回は、その学校給食を安全かつ安定的に供給することができる事業者を決定するという重要な審査委員会となりますことから、皆様と共にしっかりと審査をしてみたいと考えておりますのでご協力よろしくをお願いいたします。

では早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。

案件2「会議の公開非公開の決定」を審議したいと思います。このことにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元（資料4）「審議会等の会議の公開に関する指針」及び（資料5）「門真市情報公開条例（抜粋）」をご覧ください。本市におきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本審査委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」でございまして、まさしく不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【鈴木委員長】

ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当ではないかと提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なしの声あり）

【鈴木委員長】

それでは、本委員会の会議につきましては、非公開として進めていきたいと思います。続きまして、案件3「会議録の作成方法」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

引き続き（資料4）をお願いします。本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の2ページ目にあります第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、最終的に受託業者が決まった後に第1回及び第2回の会議録を併せて公開いたします。また、会議録の作成につきましては、（資料5）「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上で作成したいと存じます。以上でございます。

【鈴木委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

【鈴木委員長】

それでは続いて、案件4「学校給食調業務委託受託者の選定基準」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

【事務局】

それでは「学校給食調業務委託受託者の選定基準」についてお手元(資料6)「学校給食調業務委託受託者の選定基準(案)」をご覧ください。

まず、はじめに今回の給食調理業務を委託する施設は資料に記載のとおり、門真市立大和田小学校、北巢本小学校、第五中学校、第七中学校の計4校です。現在も全て給食調理業務を委託しておりますが、今年度末に3年間の契約期間満了に伴い、改めて受託者を決定するものです。

それでは、審査項目について説明いたします。

こちらに記載の審査項目については、今後事業者から提出された提案書並びにそれに基づくプレゼンテーションに対し評価・採点を行うにあたり、評価項目及び評価の視点・配点を想定した事務局案です。

それではまず、評価項目と評価視点について順に説明いたしますが、本日の審査委員会はこの審査項目、評価視点、配点が妥当かどうかを議論いただき、最終的に決定することを目的としておりますので、その観点をご覧ください。

まず「①業務実施・管理体制」は、今回の業務委託の根幹に関わるものであり、調理業務に従事する調理員の配置について評価するものです。

評価の視点としましては、配置する従事者が学校給食施設での経験を有する者、また、栄養士や調理師の資格を有する者の具体的な配置計画があるか。従事者への伝達体制取り組み、そして業務責任者・副責任者の育成計画があるかの三点です。

今後策定する業務仕様書においても調理従事者のうち1名を業務遂行上の責任者とし、学校との連絡調整の任に当たること、また、調理従事者のうち2名を業務副責任者とするこ、業務責任者、副責任者については社員とすること。

加えて、調理業務に従事する者として学校給食施設での経験を有し、栄養士または調理師の資格を有する者を3名以上、そのうち2名以上は3年以上の経験を有すること。

さらには、栄養士の資格を有する者と調理師の資格を有する者を必ず1名以上従事させることなどを規定する予定です。ただし、食数が300食に満たない学校については業務副責任者・経験者が1名少なくとも可としています。

調理業務にあたっての責任体制をはじめ、従事する者のスキルや資格を満たしている人員を配置できているかを評価し確実な業務実施を担保するという視点での評価項目となっております。配点は25点満点です。

次に「②補充体制」は、平常時での業務体制とは別に、従事者の急な休暇等により通常の人員に不足が生じ、調理業務に支障が生じる可能性がある場合の代替体制、また、できるだ

け長期に渡って業務に従事することが安定的な給食の提供につながることから就労定着を図るための取り組みとその具体的な効果・実績について評価するものです。

現状でも調理員の体調不良等により突発的な休暇が発生する場合もあり、それに対して柔軟な対応がとられているものの、業者によっては人員不足によりギリギリで回しているところもあるなど、安定的な給食の提供に支障を及ぼしかねないケースもまれに見受けられます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルスの様に一人が罹患すると周囲に影響を及ぼす危険性があるものに対し、仮に調理員の中で蔓延し、大きく人手不足が生じた場合の対応方法についても事業者からの提案内容でしっかりと担保しておく必要があると考えております。

このことから、一人の突発的な休暇からウイルス感染等による大人数の人員不足までのそれぞれの対応、いわゆる人的なカバー体制について、どのように考え準備しているかという視点での評価項目となっており、配点は30点満点です。

次に「③衛生管理」は、日頃から研修等により従事者へ門真市の衛生管理マニュアル等の周知徹底をどのように実施するか、さらに新規職員や代替職員が業務従事する際には事前に研修を行うことにより安定的な給食の提供を図るための取り組みについて評価するものです。

評価の視点としては従業員の質の維持及び向上で、事業者として日頃からどのような研修を行い臨時的にはどのような研修を行っているか。また巡回指導で現場の状況を把握してどのように質の向上に努めているかが主な視点です。皆様もご存じのとおり、今年度は異物混入事案が発生したことから、異物混入、アレルギー事故及び食中毒予防などの具体的な対策をとられているかどうかを重点的に評価の対象としています。このため、配点は前回20点満点だったものを30点満点に改めました。

次に「④危機管理」は、食中毒等の事故を未然にどのように防ぐか。また、事故や災害が起こった際にどのように対応するかについて評価するものです。

こちらについても、今年度異物混入事案が発生したことから、大幅に評価項目の見直しを行いました。異物混入、アレルギー事故、その他非常事態の事故が過去3年間にどれだけ発生したか具体的な件数を評価対象としており、それらのうちの最も重大な事例の概要、併せて再発防止策についても報告させることとしました。また、非常事態への予防、対応及び災害発生時における本市への協力体制についても対象としています。

配点は20点満点です。

次に「⑤受託コスト」は、業者の提案価格について事前に定めたルールに則り算出するものです。

受託コスト＝

$$(\text{上限価格合計} - \text{提案価格合計}) \div (\text{上限価格合計} - \text{最低制限価格合計}) \times 5 \text{点}$$
の計算式で算出し少数第1位を四捨五入するもので、仮に上限価格が100万円で最低制限価格が80万円とした場合に、80万円で業者が提案した場合には満点の5点となり、90万円では3点、100万円では0点となります。なお、提案価格は4校分の合計価格を提出してもらうため、業者が自分の受け持ちたい学校以外を安くして実際に受託する学校の価格を高くする

ことを避けるため、それぞれの調理業務の提案価格÷上限価格が最大の値と最小の値の差が0.1以内に収まるように規定しています。配点は5点満点です。

次に「⑥自己資本比率」は、企業の経営が安定しているか確認するためのもので、
(自己資本÷総資本×100)

の計算式で算出し、自己資本は企業の資本で、それを総資本つまり自己資本と負債で除したものに100乗じたものが自己資本比率で、自己資本比率が高いほど数値は高く自己資本比率が45%以上である場合を5点とし、段階的に1点ずつ減少し10%未満を0点とするものです。

次に「⑦決算状況」は、企業の経営状況を判断するもので、経常利益とは臨時的な収入や支出を除いて算出し、黒字期間が直近5年間の場合を5点とし、段階的に1点ずつ減少し、1年未満の場合を0点とするものです。

次に、採点方法につきましては、「①業務実施・管理体制」から「④危機管理」については委員長及び委員各100点満点とし、2のAの表のとおりAからEまで5段階の評価を行い、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、その結果を評価点とし、その取りまとめ(平均点の算出等)を教育総務課が行います。

続いて⑤受託コストから⑦決算状況については記載しているルールに則って教育総務課にて算出します。

最後に現在調理業務を実施している業者については最大10点の加点または減点を行います。これは契約段階で仕様を満たしていても、その後の業務実施中に人員不足等で仕様を満たせなくなった業者へのペナルティのみでなく、優良業者には引き続き門真市で実施してもらうためのものでもあります。評価方法については当該審査委員会と同様の①業務実施・管理体制から④危機管理の項目について、客観的基準を基に人員体制等を勘案して教育総務課にて決定します。

以上が今回の事務局で検討いたしました評価項目、評価視点、並びにそれぞれの配点の案です。説明冒頭に申し上げました通り、今後事業者からの提案を受け付け、評価していくにあたり、この内容で妥当かどうかを委員の皆様でご議論いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】

それでは、ただいま事務局から説明のありました「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」について何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

「⑦決算状況」について、直近5年間のうち、1～2年目に赤字が続いて3～5年目が黒字の場合と、1～3年目に黒字が続いて4～5年目が赤字の場合と同じ点数になりますか。

【事務局】

お見込みのとおりです。

【委員】

①から④の合計点は100点満点ではなく、105点満点ではないですか？

【事務局】

お見込みのとおり、105点満点といたします。

【委員】

「⑥自己資本比率」について、自己資本比率が45%以上なら5点ということですが、45%というのは優良企業と言えますか？

【委員】

言えるものと思われます。

【委員】

「①業務実施・管理体制」よりも「②補充体制」を重視しているのはなぜですか？そもそも欠員が出ないようにすることが重要では？

【委員】

欠員が出ないようにすることも重要ですが、コロナをはじめとする予期せぬ理由により欠員が出たときにどれだけリカバリーできるかをより重視するのは適当であると思います。

【委員】

営業担当のプレゼン力ですべてが決まってしまう面がありますが、重要なのは業務責任者の資質。調理現場の声も拾ってほしい。また、ある業者では、調理員に欠員が出たときになかなか代替要員の補充がなかったことがあります。

【委員】

プレゼンのときに補充体制についても質問してみても良さそうです。3日以内に補充できるか、とか過去に補充できないことがあったか、とか補充要員にどのようなレベルの人員がいるか、とか。

【事務局】

事務局の方で補充体制について一定の質問案を考えておきます。

【委員】

現在、調理業務をしている業者の加点・減点の基準については、明確なものがありますか？

【事務局】

これまでの業務実績等を踏まえ判断することを想定していますが、現在のところ、明確な

基準は設定しておりません。

【委員】

新規の業者が有利・不利になるので、既存業者の加点・減点をあまりやらない方がいいのでは？

【委員】

今年度に異物混入の事案があったことから、まったく減点がないのは問題がありそうです。加点はともかく、せめて減点の基準だけは定めておいた方がいいのでは？

【委員】

事故報告書をもとに、減点の基準は定めておいた方がいいのではないのでしょうか？

【事務局】

事故報告書等をもとにした減点の基準はお示しできるようにしたいと思います。

【鈴木委員長】

ご意見も出尽くしたようですので、このあたりで「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」について決定したいと思います。

説明のありました事務局案に皆様からいただきましたご意見を反映した形で決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【鈴木委員長】

ありがとうございました。それでは「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」につきましてはそのように決定いたします。

次に案件5「プレゼンテーション審査」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

次回の本審査委員会は、11月8日(火)を予定しており、その日は各事業者からの提案に基づくプレゼンテーション審査を予定しております。

審査方法については1事業者あたりのプレゼン時間を15分以内、それに対する質疑応答が5分程度、準備・片付けを5分程度とし、全体で1事業者につき30分程度となるよう事務局として考えております。

また、プレゼンの内容について、事前に提出している提案書の内容について補足的に行うものとし、出席者も1事業者あたり3人以内とするほか、プロジェクター等を使用して説明を希望する場合は、事業者の責任で機材を用意してもらいます。

このような方法で順次プレゼンテーション審査を行い、先ほど決定いただいた評価項目で各社の採点を行いたいと考えております。

最後に、すべての事業者の評価結果が出たのちの業者選定方法についてご説明いたします。

評価の結果、最高評価点を得た事業者を優先交渉権者とし、教育委員会と仕様書等につい

て協議の上、教育委員会の決定を受けることにより本受託事業者となります。原則1者2件まで受託可能とし、次順位の者から順次優先交渉権者とするものです。

【鈴木委員長】

ただいま事務局から説明のありました「プレゼンテーション審査」について何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。

【委員】

プロジェクターの準備を事務局の方でできませんか？

【事務局】

業者が準備している機器との互換性があるか分からないため、業者で準備していただいた方がよいと考えます。

【鈴木委員長】

ありがとうございました。それでは「プレゼンテーション審査」につきましてはこのように進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

最後に「その他」として事務局から何かありますか。

【事務局】

その他といたしまして、今後の概ねのスケジュールについて資料7をご覧ください。

本日の審査委員会で「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」を決定いただきましたので、それらを実施要領及び仕様書に反映し、8月22日（月）より募集を開始します。

その後、事業者より参加申込の提出を受け参加資格を認められた業者について11月8日（火）にプレゼンテーション審査の実施を予定しています。その他については以上です。

【鈴木委員長】

それでは、これもちまして、第1回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会を閉会します。皆様長時間に渡りお疲れ様でした。